

(仮称) さいたま市立与野本町小学校複合施設運営準備協議会設置要綱

(平成31年1月16日 財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 (仮称) さいたま市立与野本町小学校複合施設 (以下「複合施設」という。) の開設に当たり、運営の準備に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的に、さいたま市立与野本町小学校複合施設運営準備協議会 (以下「協議会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 複合施設の運営準備に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 自治会、市民団体その他の関係団体の関係者
- (2) 公募による市民
- (3) 複合施設の運営に携わる民間事業者の役員又は職員
- (4) 市職員

2 委員の任期は、複合施設が開設するまでの間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、自ら協議会の会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第6条 委員には、報酬は支給しない。前条に規定する会議に参加したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、資産経営課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。